

歴史的史料・文献の扱いをめぐる

— 成沢栄寿氏への反批判 —

渡 辺 俊 雄

一、共通の理解

すでに筆者は、歴史的史料・文献の扱いについて意見を述べたことがある。部落解放研究所主催の研究者集会で報告したものである（『歴史的史料・文献の扱いについて』『部落解放研究』第三五号、一九八三年）。発表後、二二三の方からも意見をいただいた。表現に多少の問題があったかもしれないが、基本的な考え方としては間違っていないと、いまでも思っている。

拙稿にたいしては、その後成沢栄寿氏からも批判をいただいた（「部落問題を主として見た表現の自由と『差別用語』問題」『表現の自由と「差別用語」』一九八五年、一二二～一三〇ページ）。

正直に言って、この批判をいただいて、私は意を強くした次第である。拙稿にたいする成沢氏の批判の語気はたしかに強いが、よく読んでみると、氏は拙稿の多くの論旨、それも基本的な考え方を否定しておられないからである。

それは、当然といえば当然のことである。拙稿自体、筆者の独断というわけではなく、多くの歴史研究者のほぼ一致した、共通の理解だと思っからである。

成沢氏とは、次の諸点について、共通の理解ができたと考えている。

①「あることです」と述べたのに対しても、「同感である」としている。（同前）

②したがって、拙稿で「無原則な図書の閲覧禁止といった措置には反対」であり、「閲覧制限は最小限度に」と書いた点についても、「これも肯首すべき意見である」と賛成される。（同前）

③そして、「史料や古地図・歴史記述の発表・刊行・公開にあたっては、研究者や執筆者・出版関係者などは必ず差別部落の当事者（運動体）と協議し、十分にその意見を尊重することだと考えています」という点に関しても、「協議や意見の尊重はよい」とされている。（一二七ページ）

④このことをさらに具体的に、「地名・人名の扱いは、もちろん当該の部落の意向を尊重しなければならないと思います。（中略）それが一般の書店を通じて売られ、かなり広範囲の読者に読まれる場合にはそれに応じた配慮が必要でしょうし、『部落解放研究』のような、部落問題の研究誌に掲載される場合には、比較的原文をそこなわない形でのせることも可能だと思います。しかしそれでも、その論文の理解にとって不必要なところでは、地域名や人名についてかなり配慮しています」と述べたことについても、成沢氏は「筆者は差別や偏見が残存している事実に基づ

①まず、歴史的史料・文献の問題についての基本的姿勢として、拙稿で、「まず私たちは、基本として、被差別部落の歴史は抹殺されたり、隠蔽されてはならない、もっとも差別の歴史と解放へのたたかいの歴史を明らかにしなければならぬ」と考えています。そして日本史の研究のうえにも、部落史、解放運動史が正しく位置づけられ、部落の完全解放という立場に立って、これまでの歴史研究で欠落していたものが補なわれ、部落解放運動が、この六十年間に、日本の人権、福祉、平和のたたかいのうえにはたしてきた大きな役割が正しく評価されなければならぬと思います」と述べたことにふれ、成沢氏はこれを否定も批判もされていない。（一二三ページ）

②ところが、実際にはこれと逆行する動き、たとえば「府県史あるいは市町村史の編集にあたって、ことさら被差別部落に関する資料が掲載されなかったり、叙述が省略されたりする例です。私たちの聞くところでは、多くの場合、編集・執筆にあたって研究者の側では真剣に部落史を明らかにしようとしても、行政の側から干渉されたり、クレームがついたりしているようです」と指摘したのに対しても、成沢氏は「その通りである」としている。（同前）

③また、問題のある例として「たとえば図書館などで、部落問題に関する多くの図書が閲覧禁止になっている場合

つき、これに異論はない」とまで認められている。(一一二八ページ)

⑦拙稿では、こうした問題を扱う運動体の大きな責任についてふれ、「この当事者との協議という原則を貫徹こうとすれば、運動体にも大きな責任というか、力量が問われてくることとなります。(中略)運動の側からいえば、研究の内容にまで民主的にかかわっていく必要があることですから、一定の見解をもって対処していく必要がある」と述べた。この点について、成沢氏はなお不満があるようだが、言わんとしたこと自体には反対されていない。(一二四ページ)

⑧そして、「問題がおこった時も、研究書や学術論文などの場合には、まず学術的批判を先行させ」るべきだと述べた部分についても否定されていない。(一二七ページ)筆者は、基本的な点についてこれだけの共通した認識がえられたことは大きな成果だと考えるのである。

二、成沢論文批判(一)

ところが、である。

ところが成沢氏は、どうしても基本的な点で筆者と意見の一致をみたことを認めようとされない。あるいは、一致

したととらわれることを、まるで面目ないことのように思われたのだろうか。どうかして、拙稿を批判し、部落解放運動への信頼に傷をつけたのである。

次の一文に、成沢氏の立場が端的に示されている。「もっともらしい意見が開陳されても、一向に事実が伴わないことがいまままで多過ぎたから、若干の変化に幻惑されるべきではない。耳を傾けるに足りる部分を含む見解を出す一方で、妄動をくりかえすのが「解同」の常套であり、その無定見さに相手が戸惑えば戸惑うほど、彼らの欲望はかなえやすくなるというのが実情であった。」(一二五ページ)

なんとうす汚れた文章だろうか。成沢氏にとっては、論争の相手はとことん全面否定しないでおかないから、「いいことを言えはいうほど、たちが悪い」ということらしい。

これは、論争のなかで、一步一步共通の理解を確認し、相違点を明らかにし、さらに論争を高めていく姿勢ではない。相手憎しの、きわめてセクト的な態度の見本のようなものである。

相手の主張をなんとしても認めず、ごまかした、いいのがれた、と言いつ張っているうちに、批判する成沢氏自身の論拠が支離滅裂なことになってしまふ。

①たとえば拙稿で、「当然のことですが、被差別部落に関する史料ができるだけ公開され、部落史・解放運動史の研究が保障され、その研究成果が解放運動のより一層の前進のために役立つようにならなければならぬ」と考えます」と述べたのにたいして、成沢氏は「学問・研究は、歴史の進歩、社会の発展に寄与するために成立し、そこに存在価値がある。しかし、部落解放運動に役立つことが近視眼的に求められてはならない」と批判される。(同前)

これでは、まるで部落解放運動は成沢氏のいう「歴史の進歩、社会の発展」にはいらぬかのような暴論である。成沢氏は「近視眼的に」求めてはならないといったのだと反論されるかもしれない。それでは、解放運動以外の「歴史の進歩、社会の発展」には近視眼的に求めてもいいのか。そうではあるまい。だとすれば、この文章は、読む人々に誤解を与えるだけである。

②また拙稿で、大阪のある部落を対象とした研究論文が大学の紀要で発表され、地元で問題になったことに関連して、「最も大きな問題は、ある特定の部落について研究し、論述しようとする時に、まえて筆者から部落解放同盟の支部には、何の連絡もなかったこと、また論文が発表されてからも一年以上なんの連絡もなく、放置されていたということす」と述べたのにたいして、成沢氏は「こ

れは、究極的には、学問・研究の自由、表現の自由を認めない見解である」と批判される。(一二六ページ)

どうしてなのか、理解に苦しむ。拙稿ではなにも検閲をしようなどというのではないし、「被差別部落の研究をしてくれるとか、地名は必ずかくせ、と言っているわけではありません。そうではなくて、関係する地域の住民とは無関係に資料がかくし持たれたり、地域住民の『思い』とは別なところで『研究』が進められたり、その意向に反した方法で発表されたりすることだけはやめてほしいと思っ

ているわけです」と述べているのである。

③成沢氏は、地域の「意向を無批判に尊重するのではなく」などと書き(一二八ページ)、あたかも拙稿が地域の運動体の意向に反する論文を発表を認めないとても主張しているかのように述べている。こうした反論もあるだろうと、拙稿では、「それはなにも、支部の意見をそのまま学術論文の結論にしろ、と言っているわけではありません。それが妥当ならばその意見をとり入れればいいし、様々な資料を検討してみても間違っていると思われれば、様々な相手を説得できるようにその論旨を展開すればいいのです」と、わざわざ断わっておいたのに、成沢氏は意識的にこれを無視された。

成沢氏のような暴論が成り立つのは、部落解放運動のめ

ずすものと学問・研究の目的とはもともと対立するものだという前提に立つときだけである。だが、そんなことが、あろうはずがない。部落解放運動は差別のない、それ故に本当の意味で学問・研究の自由な社会の実現をめざしているのであり、学問・研究も差別のない、真に平等な社会の実現のためにあるのではなかったのか。

そうではなく、成沢氏のような間違った前提に立って主張される学問・研究の自由とは研究者のエゴであり、差別を認める自由なのではないか。この点については、のちに再度ふれる。

④成沢氏にとって大事なのは、事の是非ではなく、部落解放運動への中傷なのである。さきに拙稿で「問題がおこった時も、研究書や学術論文などの場合には、まず学術的批判を先行させ」るべきだとかいたことに触れたが、それにつづく「できるだけ多くの研究者を、敵にまわすのではなくて味方につけ、解放運動に学ぶなかで研究の姿勢をあらため、部落問題の正しい理解者としていくような慎重な配慮が必要になってきます」という文章も、成沢氏にかかると「部落問題優先の考えから、研究者を運動体、おそろくは『解同』に追従・同調させようとの見解を示している。学術的批判は単なる手段になりかねないのである」ということになる。(一二七ページ)

⑦この成沢論文の客観的にはたす役割は、明らかである。部落問題はやっかいな問題だと考え、また部落解放運動について十分な理解のない研究者に、部落解放同盟は恐ろしい団体であり、こんなところと仲よくしているとんでもない目に会いますよ、早く縁を切りなさいと慟喝しているのである。

客観的に、ではない。成沢氏が、明らかにそれを意図していることは、次の文章からもうかがえる。

「多くの場合、『解同』には民主的な話し合いは期待できない。さらに述べれば、『解同』は『地域住民の「思い」』を代表していると言いがたい。(中略)だからなおのこと、連絡をとって研究する必然性はなくなってくるのであり、むしろ連絡をとることによって、歴史の進歩、社会の発展に寄与できない研究や論文になることもあり得るのである。」(一二六ページ)

三、成沢論文批判(二)

ここまで検討してきた『表現の自由と「差別用語」』には、もう一つの成沢論文「『差別用語』問題を考える」が収録されている。

同論文は、「差別用語」問題の実態なる小見出しをか

⑤また、先にもふれた「史料や古地図・歴史記述の発表・刊行・公開にあたっては、研究者や執筆者・出版関係者などは必ず被差別部落の当事者(運動体)と協議し、十分にその意見を尊重することだと考えています」というくだりも、成沢氏の勝手な解釈によれば「実質的に追従・同調を求める方向をもったそれであるから、誤っている。そのような態度で古典や全集・著作集などの解説に部落問題の論説を加えることになれば、すべての基本的人権を尊重する憲法の精神からかけ離れた偏頗なものになりかねない」ということになる。(同前)

⑥成沢氏は、ことあるごとに拙稿は「部落問題の別格化だ」「部落問題優先の考えだ」という。

拙稿では、なにも部落問題についてだけ、特別なことを要求したつもりはない。地元の住民の意向を大切にいうのも、おそらくはどんな地域史研究の場合でも、当然行われるべきだと思われ、また行われていると思う。ただ部落問題の場合、それが差別という人権侵害に結びつきかねないので、とくに強調するのである。

しかし、成沢氏がこの当然のことを「憲法の理念に反する」とまで言われるところをみると、そうしたことが、歴史研究においては筆者が思うほど当たり前に行なわれていないのだろうか。

かけて八点にわたって問題点をのべているが、そこにも承服できる主張と承服しかねる点とが混在している。

そのうち、①部落史関係の史料が故意に省略されたり、②部落問題関係の著作が個人の全集から削除されたり、あるいは、③古典の一部が勝手に伏字や言いかえられたりしている現状に問題があるのは事実である。ただしそれは、成沢氏がいうような「解同」のせいではなく、主に出版社の誤った問題の理解による。④部落問題を対象としていながら部落問題とのかかわりをぼかしている著作や論文があるという点については、部落問題とかわりたくないという差別意識にもとづくものもあるだろうし、書きたくても筆者に力量がないとか、逆に運動体の立ち上がり弱くて具体的にふれにくい場合など、いろいろな場合があるのではないか。

⑤「穢多」「非人」「新平民」「特殊部落」などの言葉を歴史的な用語として使う場合にあまりにも安易なことわり書きだけで済ませている例があるというのは、その通りだと思う。なにかの免罪符のようにことわり書きを使うのは反対である。ただこの文章中、解放同盟が全水第十五回大会翌日の融和問題大懇談会の「合意」なるものを高く評価しているかのように書かれているのは、成沢氏の誤解か、根拠のない中傷である。事実、成沢氏は出典を明示さ

れていない。

逆に、他とくらべて部落問題の記述が別格化・肥大化している例として、成沢氏は⑥『角川日本地名大辞典27大阪府』や、⑦教科書、⑧国語辞典・漢和辞典の例をあげているが、これは承服しがたい。成沢氏はまず、かつての辞書類や教科書が部落問題に関する正しい配慮と正しい歴史の記述にいかにかいていたかを、まず思いおこすべきであった。そうした現状を批判し、正しい部落問題の理解をうながすように要求してきた結果、ようやく現状までたどりついたのである。もちろん、現状で最善だとは、誰も考えていないだろう。問題なのは、部落問題の記述が多いことではなく、その他の被差別民衆の動きや、なによりも勤労国民の歴史が記述されていない点にある。成沢氏のように高見の見物をきめこみ、あれがいい、これはよくないと批評するのは楽なことである。

ちなみに成沢氏が、地名辞典に関連して現状の記述ではどこが被差別部落なのかわからない、せめて「研究者にはヒントとなるなんらかの記述がほしい」(一五四ページ)というにいたっては、何をか言わんや、である。地名辞典は研究者だけが読むのではない。興味本位で「部落地名総鑑」のように差別的に使われないように配慮するのは当然のことであろう。研究者のためになぜ、そのような特別の

便宜をはからなければならぬのだろうか。

ついで成沢氏は、全国水平社第十回大会の議案「言論・文章による『字句』の使用に関する件」を根拠に、「穢多」「非人」「特殊部落」「新平民」などの言葉も、歴史的な用語として必要な場合には使ってもいいと主張される(一五七ページ)。当然のことであり、誰も反対はしていない。

ただ、つづいて成沢氏が、こうした歴史的用語を現代語として(つまり、現在の被差別部落をさす言葉として、という意味か)使った場合にも、故意でなければ、注意を促せばこと足りるとしているのは(一五八ページ)、うなづけない。成沢氏は、「侮辱の意志」(創立大会の決議)の有無のみを根拠にしているから、こういう結論になるのだろう。成沢氏が先にあげた全国水平社第十回大会の議案も、その域を出ていない。

だが全国水平社は、その後の第十三回、第十四回大会と進むにつれて、「侮辱の意志」だけでなく、その「社会的影響」をも重視するように発展していくことを成沢氏は十分に学ばべきだろう。つまり、たとえ「侮辱の意志」がなかったとしても、結果として差別を助長するような「社会的影響」を与えた場合には、そのマイナスの影響をうちけしてあまりあるような積極的な取組みが求められるのは当然

然のことであろう。言葉のうえだけで謝罪して済む問題ではない。

成沢氏は結論的に、個々の言葉が問題なのではなく、全体として何を表現しているか、何を訴えかけているかが大事なのだという(一五九ページ)。この結論は、「言葉狩り」に終始しようという考え方にたいする批判としては正しい。しかし、これだけでは不十分である。個々の表現と全体の意味とは、そう簡単に分けられるものではない。

全体としては反差別の立場に立ち、人権を擁護しようとしていながら、誤まった部落史、部落問題の理解をし、今日の被差別部落をさして「特殊部落」と表現することは、まま起っている。それを即、糾弾という形になるかどうかは別にしても、全体の表現がよいから個々の用語について不問に付すというわけにはいかない。両者は統一して、文字通り「全体として」評価することが必要であろう。

以上みてきたように、成沢の二つの論文には、矛盾したことや独りよがりの議論が多い。

しかし、いろいろ問題はあるにしても、成沢氏は、みずからの意見を次のようにまとめられている。

「地域および全国的な部落差別の解消・克服への前進を踏まえて意見を交換し、論文に必要な地名・人名をできるだけ表記することができるよう努力する。必要ならば、相

手を説得し、納得の得られるようにも努力する。そして、差別や偏見の解消・克服の方向への変化に依拠して執筆することを基本としている。隠蔽・規制でなく、可能な限りオープンにとりあげる方針である」(「部落問題を主としてみた表現の自由と『差別用語』問題」一二八ページ)

素直に読んで、成沢氏の主張と拙稿と、どれほどの違いがあると言うのだろうか。大事なことは、小さな相違をあげつらうことではなく、共通の理解のうえに、ともに努力し、豊かな実例を作っていくことである。

四、成沢氏の混乱の理由

それにしても成沢氏の論旨は、なぜこのように徹底せず、混乱におちいっているのだろうか。なによりも、「解同にくし」のセクト主義のなせる所業であることは自明のことだが、もう一步つっこんでその混乱の理由を明らかにしておくことも意味があるだろう。その解明の手がかりは、成沢氏の論文「『差別用語』問題を考える」のなかにある。同論文で成沢氏は、まず「自由を侵害して(侵害されて)人権の尊重はない」(一四五ページ)という命題をかかげ、ついで「他人の自由・権利を侵害する『表現の自由』は正しい権利行使ではない」(一四七ページ)という

命題をかかげる。二つの命題は一見対立しているかのように見えるが、「民主的に解決」することは可能であり、「それが権利相互の民主的調整」(同前)なのだという。それについて「部落解放同盟とその同調者」は、「権利相互の民主的調整」という観点をまったく欠如し、一方的で、恣意的で、ファッショ的だと非難する。

一見「民主的」で耳ざわりのいいこの文章には、大きな欠陥がある。すなわち、基本的人権を最大限に尊重することこそ、もっとも「自由な」行為(研究・表現・出版等々)だということ、基本的人権の尊重と学問・研究・出版・表現その他の自由は矛盾せず、一体のものであることを忘れていた点である。

そもそも、人権の尊重と対立する、人権をふみにじるような表現は「自由」の名において認められるものではなく、否定されなければならない。同様に表現の自由を侵すような人権の主張もまたそれは「人権」の名に値せず、否定されなければならない。「両者は「調整」するまでもないことである。

ところが成沢氏は、それぞれの「権利相互の民主的調整」がいるという。調整するというからにはお互いの権利が衝突・対立することもあることを暗黙の前提としているのだろう。しかし人権の尊重と対立するのは、他人の権利

をふみにじっても自分の気ままにしたいという「自由」= エゴであり、表現の自由を侵しても主張される人権とは、人権の名による利己的なエゴの主張にはかならない。なるほど、人権の尊重、表現の自由をそのようなものと理解すれば「調整」が必要なのである。しかしこの場合の調整とは権利・自由を守るためではなく、相互のエゴをつらぬくため、ということになる。

しかも成沢氏は、その「民主的調整」なるものの客観的、すなわち万人の承認する基準を示されていない。それは本来、科学と民主主義の立場に立つ、ということであろう。科学と民主主義の立場に照らして正しいと判断されることは断固として擁護し、これに反することは拒否することこそ、真に民主的であり、人権の尊重、自由の名にふさわしい。

成沢氏は、いや「相手の人権を平等・最大限に認めようとする態度」(一四七ページ)がそれだと言われるかもしれない。だが、その「相手の人権の尊重」も、双方が科学と民主主義の土俵の上にはたってこそ本当に発揮できるのだということをお忘れてはなるまい。

五、新しい試みの一つとして

同時に、今回の編集にあたっては、原史料所蔵者との協議を重視した。同史料集には各史料の出典が明示され、原史料にあれば伏せ字の部分も調べることも出来る。それは、史料集編集の際の基本的ルールであるが、同時に差別的な利用を生む可能性もひそむからである。

そこで編集作業と並行して、原史料の所蔵者である東京都公文書館とは、本史料の意義や内容について協議し、とくに、プライバシー保護等の人権上の問題点に関する前記の配慮について了解をえただうえで、発刊に至ったのである。こうした配慮は、人権擁護の観点からどうしても必要なことであり、しかも本史料集の学問的価値を本質的に損なうことも避けることができた。

このように人権擁護の立場と被差別部落の歴史的研究、そしてその差別的利用の防止という三つの課題を、当該地域の運動体・編集者・史料所蔵者それぞれの努力と協議によって実現させたことは、歴史的史料の編纂・発刊における一つのあり方、可能性を示したものと考える。

成沢氏は、口汚く、部落解放同盟は学問・研究の自由の妨害者であるかのように書いている。

しかし、百万言のウソよりも、一つの真実のほうが強い。

部落解放研究所では、今般、東京都公文書館に所蔵されていた行政文書のなかから、部落史に関する史料を選び、『史料集 明治初期被差別部落』を刊行した。

当然、この史料集にも、東京をはじめ関東一円の被差別部落の地名・人名が多数出て来る。

同史料集の「編集にあたって」にも書かれているが、こうした地名・人名の扱いについては、次のような考えによって編集された。

一、史料集としては、出来るかぎり原史料に忠実に翻刻する。

一、同時に、いまなお被差別部落にたいして厳しい差別が存在しているとの認識に立ち、地名・人名については十分に配慮する。

一、差別の現実、部落解放運動はそれぞれの地域によって差があるので、地名・人名をどう扱うかを編者だけで判断すべきではない。

一、それぞれ当該の部落解放同盟都県連合会と協議したうえで、その扱いを決定する。

以上のような考え方に立ち、当該都県連と協議した結果、①被差別部落の地名は、その多くを原史料の通り翻刻し、一部についてのみ頭文字一字分を伏せ字とする、②姓・名ともに記載されている人名の多くは、姓の頭文字一字

今回の史料集の発刊を強く支持してくれたのは運動体であつたし、各都県連の理解がなければこの史料集は実現しなかつた。そして各地域での運動の発展があればこそ、ここまで地名・人名を含めて原史料に近い形で刊行が可能だったといえる。

もちろん、この史料集の取り組みが最善だなどと、うぬぼれているわけではない。しかし、少なくとも成沢氏に対する実例の批判としては、大いに意味があるだろう。

大阪の解放教育の点検と再構築

地域からの教育改革

編集：鈴木祥蔵・第2次解放教育計画検討委員会

A5判 350ページ 定価 1,800円

1985年3月にまとめられた第2次解放教育計画検討委員会最終報告書の増補改訂版。各専門部会での討議をふまえた集団的労作。この10年の大阪の解放教育の実践的・理論的総括書。

(社) 部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉1-6-12

TEL 06-568-1300

解放出版社

大阪市浪速区久保吉1-6-12 振替大阪0-311854 ☎(06)561-5273

東京都千代田区神田神保町1-9 稲垣ビル8階 ☎(03)291-7586